

邑楽町告示第182号

令和6年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月28日

邑楽町長 橋本光規

1. 期 日 令和6年9月3日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1 番	山 本 裕 子 議員	2 番	三ツ村 由 紀 議員
3 番	武 井 清 二 議員	4 番	新 村 貴 紀 議員
5 番	神 山 均 議員	6 番	蟹 和 孝 一 議員
7 番	佐 藤 富 代 議員	8 番	小久保 隆 光 議員
9 番	黒 田 重 利 議員	10 番	瀬 山 登 議員
11 番	松 島 茂 喜 議員	12 番	塩 井 早 苗 議員
13 番	原 義 裕 議員	14 番	松 村 潤 議員

○不応招議員（なし）

令和6年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 8 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 9 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第2号)
- 第 8 議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第32号 邑楽町手話言語条例
- 第10 議案第33号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第34号 令和6年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第35号 令和6年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第36号 令和6年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第37号 令和6年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第38号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 認定第 1 号 令和5年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 2 号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 3 号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 4 号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 5 号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（１４名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	1 0 番	瀬 山 登	議員
1 1 番	松 島 茂 喜	議員	1 2 番	塩 井 早 苗	議員
1 3 番	原 義 裕	議員	1 4 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ くり 課 長
川 島 隆 史	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
石 原 薫	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長
高 澤 透	監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○黒田重利議長 ただいまから令和6年第3回呂宋町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○黒田重利議長 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、呂宋町教育委員会点検評価報告書の提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○黒田重利議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において山本裕子議員、三ツ村由紀議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○黒田重利議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から13日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○黒田重利議長 日程第3、報告第1号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

てを議題とします。

町長から報告を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 報告第1号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月9日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおり報告申し上げます。

○黒田重利議長 報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第4、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員である邑楽町大字秋妻在住の岩崎年男氏の任期が令和6年9月21日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採

決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第5、同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員である邑楽町大字藤川在住の中村郷志氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第6、同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員である邑楽町大字赤堀在住の橋本明香氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第2号）

○黒田重利議長 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度呂楽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するための経費が必要になりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,181万1,000円を追加し、予算の総額を108億602万円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月1日付で専決処分を行った次第であります。

歳入については、繰入金2,616万1,000円、諸収入4,565万円の増額であり、歳出については衛生費7,181万1,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度呂楽町一般会計補正予算 第2号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第31号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

○黒田重利議長 日程第8、議案第31号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第31号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止されることから、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第32号 邑楽町手話言語条例

○黒田重利議長 日程第9、議案第32号 邑楽町手話言語条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第32号 邑楽町手話言語条例について、提案理由の説明を申し上げます。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、本条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、福祉介護課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 呂楽町手話言語条例の補足説明を申し上げます。

第1条では、条例の目的が記載されております。

第2条では、条例の基本理念について規定しております。

第3条では、町の責務について規定しております。

第4条では、県等との連携及び協力について規定しております。

第5条では、町民の役割、第6条では、事業者の役割について規定しております。

第7条では、方針の策定について規定しております。

第8条では、町民を対象とした手話を学ぶ機会の確保等について、第9条では、学校における手話の普及について規定しております。

第10条では、災害時の対応について規定しております。

第11条では、財政上の措置について、第12条では、委任の規定について定めております。

附則では、施行時期と3年をめどに検討ということを明記しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、条例の第7条の方針の策定でございますが、町としては手話施策を推進するための方針を策定し、その推進方針に基づいて各施策に取り組むということでよろしいのかというのを確認も含めてさせていただきます。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

そのように考えております。条例策定に向けて、町と聾者の方及び関係団体の方と意見交換等を行ってまいりました。その中で、そのように確認しております。毎年事業実施に関するロードマップとしてスケジュールを作成して、いろんな意見等をいただいて、それを実施に向けて検討していきたいと考えています。また、同7条2項で、町が策定する障害者福祉に関する計画、第7期の障害福祉計画があるわけですが、そちらの中との整合を図りながら具体的な実施を進めていきたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、附則の関係なのですが、附則の検討というところに、先ほども課長のほうから説明がありました。この条例の施行後3年をめどに、施行状況の検討結果に基づいて必要な見直しを行うということでございますが、どのように進めていくか教えていただけますか。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長　お答えいたします。

先ほど説明しましたように、町のほうでは障害者福祉計画の中で第7期の障害福祉計画を策定しています。こちらが3年の計画となっております、今年度から3年間、令和8年度までの計画が現在運用されております。先ほどのような方針に基づく検討と、実施の状況等を検討しながら、次回の福祉計画の中に必要な政策等を盛り込んでいきたいと思っております。また、その検討の中から条例についてのより具体的な改正等が必要な場合があれば、それもその中で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○黒田重利議長　ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番　松島茂喜議員　全員協議会の中でもお話をさせていただきましたけれども、この条例の制定までのプロセス、経過につきましては、あえてここで私のほうから記録に残るので申し上げますが、山本裕子議員のほうから一般質問を通じて執行側に提案があつて、本当に短期間のうちにこういった条例が制定されると、上程までに至ったということは、非常に私も喜ばしいことだと思っているのですが、条例の中身を見させていただいた中で、1点だけ教育長のほうにお伺いをしたいと思っています。

それは、第9条の学校における手話の普及というところなのですが、その条文を今読みますが、「町は、学校教育における手話への理解の促進及び手話の普及の促進を図るよう努めるものとする。」と、いわゆる努力義務ということなのですが、具体的には学校現場からこういった手話に関しては子どもたちに指導していくことで、やはりそれが大人になってから生かされる。また、それに対しての理解、そういったものも深めるためには、やはり学校教育の現場から始めていこうということだと思うのですが、具体的に教育長の所見で結構なのですが、どんな施策をもって手話への理解の促進や手話の普及等を行っていこうと思っていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長　小林教育長。

○小林淳一教育長　お答えします。

学校では、総合的な学習の時間で、特に3年生、4年生あたりで福祉を取り上げて学習をしています。手話につきましても総合的な学習の時間の学習を中心に、各学校で推進していくことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長　ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 邑楽町手話言語条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第10、議案第33号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第33号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行することから、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第34号 令和6年度呂楽町一般会計補正予算（第3号）

○黒田重利議長 日程第11、議案第34号 令和6年度呂楽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第34号 令和6年度呂楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,451万5,000円を追加し、予算の総額を114億53万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、地方交付税4,815万5,000円、国庫支出金1億1,468万5,000円、県支出金1,303万7,000円、繰入金580万7,000円、繰越金4億1,306万円及び諸収入2,093万1,000円等の増額と、町債2,284万4,000円の減額であります。

歳出については、総務費3億4,797万円、民生費1億4,704万9,000円、衛生費473万4,000円、商工費2,491万円、土木費2,107万円、教育費364万9,000円及び予備費4,488万6,000円の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、12ページをお願いしたいと思います。19款繰越金でございます。

地方財政法の規定なども含めまして、この繰越金の取扱い等について説明をお願いいたします。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

繰越金とは、会計年度が終了し次の年度へ持ち越した金額であり、翌年度の財源として繰り越す決算上の剰余金でございます。剰余金は簡単に申しますと、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた残金でございます。決算上の剰余金には、予算以上の歳入があった場合や、歳出予算で見込んでおりました費用より少ない費用で執行した場合などの純粋な剰余金と、予算計上しております事業費で、年度内に完了できなかったために繰り越された翌年度の歳出予算の財源に充てるべきものの両方が含まれるものでございます。

補正予算（第3号）の繰越金は、純粋な剰余金に該当し、繰越事業に充てる歳出予算を差し引いたものでございます。この純粋な剰余金は、2分の1を下らない金額を積み立てるか、地方債の繰上げ償還の財源に充てなければならないと地方財政法で定められております。純粋な剰余金は、約5億1,306万円でございます。この半額の約2億5,653万円に今回の補正予算の歳入から歳出を差し引いた残額約768万円を加えた額で、財政調整基金に積み立てる補正予算となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 16ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、2目老人福祉費の中の一歩右の説明欄なのですが、上から2つ目の丸印、ひとり暮らし老人福祉事業として緊急通報装置リース料ということで56万8,000円増額になっています。この56万8,000円の数字の内訳、それから令和5年度の実績でよろしいのですが、通報件数、またその通報の内容について、まずはお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

今回の補正で計上した台数でございますが、20台でございます。

それから、通報の件数についてでございますが、令和5年度の件数ということになりますと、93件でございます。内訳につきましては、76件が誤報、14件が病院へ搬送、3件が緊急対応等のみで搬送までに至らなかったという方でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 9月補正の段階で、やはり20台ほど増大というか、増やすということなのでしょう。ここのところの推移を私も調べたのですが、令和2年と令和3年の行政実績報告書によりますと112台でした。それから、令和4年では128台、それから令和5年ですと140台ということなので、年々増加傾向にあります。当然高齢化が進むに伴って増加していくということは、それは当然なのでしょうけれども、一つ私が懸念材料として持っているのは、この緊急通報システムなのですが、一般回線、要するに一般の電話ですね。携帯電話ではなくて、一般の電話の回線がその設置しようとする家屋に引いていないと、そもそもこの緊急通報装置がつけられないという状況があるようです。ですから、まず民生委員さん通じて役場のほうにも問合せが来たときには、その辺のやはり確認がまず必須となっていると。要するに携帯電話しか持っていない方ですと、必然的に設置できないという状況が起きていることは事実です。

事前に担当に私も確認したところ、やはり数件ほどあるということでした。今後も恐らく増えていくのではないかと。なぜなら、一般の固定電話を設置しない方々がやはり増えて、携帯電話一つ

で間に合ってしまうので。ただ、これは人命に関わることです。それでその対象から外れてしまう方々、その方々に対して何をするかというところが、私は行政の仕事の中で一番大切なことだと思うのです。ただ単に決めたルールから外れてしまって、その対象とならないのでとお断りをして終わりではなくて、その方々をどういった方法で救済していくかというのが、本来行政に課せられた私は責任だと思っています。その部分についての対応されていると思うのですけれども、どんな対応をされているのかお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

○金子佐知枝福祉介護課長 議員がおっしゃるとおり、そういう方はいらっしゃいます。町としましては携帯電話での緊急通報、119番のかけ方を改めて民生委員・児童委員のほうに周知していただくとともに、福祉介護課で行っている高齢者向けのスマホ教室でも、緊急通報のかけ方を周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 携帯電話の使い方教室等で周知をしていくということでした。もちろんそれもあると思うのですが、そもそも機械自体が、その装置自体が携帯電話のほうにも対応できるような果たして機器があるのか、またそれに対してどれぐらいの予算が必要になるのか、そういったことの検証も併せて私は行っていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、これは命に関わるわけです。ただ単に条件が合わなかったからといって、その装置がそれ以外の要件は合っているにもかかわらず、ただ単に電話の回線が違うというだけで設置できなくて、それで命に関わるような事例が起きてしまったときには、やはりこれは問題なので、未然に防ぐ方策をぜひ考えていただきたいというふうに要望して終わります。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 令和6年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第35号 令和6年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○黒田重利議長 日程第12、議案第35号 令和6年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第35号 令和6年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,258万1,000円を追加し、予
算の総額を28億3,415万円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については総務費、保険給付費、保健事
業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 令和6年度呂宋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第36号 令和6年度呂宋町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)

○黒田重利議長 日程第13、議案第36号 令和6年度呂宋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第36号 令和6年度呂楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万7,000円を追加し、予算の総額を4億6,122万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 令和6年度呂楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第37号 令和6年度呂楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○黒田重利議長 日程第14、議案第37号 令和6年度呂楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第37号 令和6年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,589万2,000円を追加し、予算の総額を22億7,722万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については総務費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 令和6年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第38号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算
（第1号）

○黒田重利議長 日程第15、議案第38号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第38号 令和6年度邑楽町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、収入では事業収益313万7,000円を増額し、収入総額を3億7,247万4,000円とし、支出では事業費用339万4,000円を増額し、支出総額を3億3,090万円とするものでございます。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出においては、収入では資本的収入31万3,000円を減額し、収入総額を2億8,749万1,000円とし、支出では資本的支出42万8,000円を減額し、支出総額を3億4,860万7,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出での収入については、営業外収益を増額するもので、支出については営業費用を増額し、営業外費用を減額するものであります。

資本的収入及び支出での収入については、他会計補助金を減額するもので、支出については建設改良費及び企業債償還金を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 令和6年度呂宋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前10時53分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

◎日程第16 認定第1号 令和5年度呂宋町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第20 認定第5号 令和5年度呂宋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第16、認定第1号 令和5年度呂宋町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第20、認定第5号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 認定第1号 令和5年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月7日、8日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 次に、監査委員から報告をお願いします。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月7日と8日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、資料のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

令和5年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和5年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 令和6年8月7日・8日

2. 審査対象

- (1) 令和5年度邑楽町一般会計
- (2) 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計

(4) 令和5年度呂宋町介護保険特別会計

(5) 令和5年度呂宋町下水道事業特別会計

3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和5年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

4. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	11,570,964,435円
歳出総額	11,022,711,455円
歳入歳出差引額	548,252,980円

令和5年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、2億131万9,000円の減額となりました。町税、諸収入、県支出金等が増加した一方、町債、繰入金、地方交付税等が減少したことによります。減少の主な内容は、町債が1億3,619万7,000円、繰入金が1億1,279万1,000円、地方交付税が9,915万9,000円減少したこと等です。

町税収入は44億3,429万6,000円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より1.7%増加の38.3%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より259万1,000円減少し1,333万9,000円の処理が行われ、収入未済額は前年度より1,429万円少ない1億8,599万7,000円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると令和3年度、令和4年度、令和5年度はいずれも99.1%で同率となり、高い収納率を維持しています。納期内納税の推進と納税相談などの取り組みの成果であり、今後も滞納繰越分も含めた収納率の向上に努めていただきたい。

歳出においては、予算額115億6,390万円に対し、決算額は110億2,271万1,000円で、執行率は95.3%となっております。前年度の執行率は94.4%であり、0.9%の増加となっております。令和6年度への繰越額は1億3,578万2,000円、不用額4億540万7,000円であり、繰越額を除く執行率は96.5%となっています。物価高騰による経費の増加等で見通しのきかないこともあり、予算要求の難しさがあるとは思いますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して1億8,973万3,000円の減額となっています。減額の主な要因は、教育費は社会教育施設建設基金への積立や工事請負費の減額等により3億5,234万5,000円の減少、土木費は呂宋南地区の生活拠点施設整備事業の主要工事完了による工事請負費の減額等により1億

6,031万8,000円の減少、衛生費はコロナウイルスワクチン接種事業の減額等により5,087万2,000円の減少によるものです。

令和5年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字となりました。しかしながら、依然として続く物価高騰の町財政に対する影響は今後さらに大きくなっていくものと考えられ、これまで以上に事業運営の効率化等による経費の縮減が求められています。また、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症へ移行されたことで町民の生活はコロナ禍前に戻りつつありますが、物価高騰が家計を苦しめており、町行政に対する期待は大きなものになっています。

町民の声を身近に聞き、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進などによる、住民サービスの向上、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,052,484,398円
歳出総額	2,847,525,293円
歳入歳出差引額	204,959,105円

令和5年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、5,562人で前年度より310人（5.3%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は5億6,363万4,000円で前年度より4,236万9,000円（7.0%）減少となりました。なお、国民健康保険税の収納率は、74.5%で前年度より0.8%増加となりましたが、収入未済額は1億7,951万9,000円余りと、いまだ多額にのぼっています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金は1億9,634万円で前年度より1,047万5,000円（5.1%）減少、繰越金は2億1,626万円で前年度より1,973万8,000円（10.0%）増加となっております。

歳出のうち、保険給付費は19億754万8,000円で前年度より5,971万4,000円（3.0%）減少し、総額の67.0%を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、都道府県広域化となり、すべての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、令和6年度からは第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画が開始されます。計画に基づき効果的かつ効率的な保健事業を実施して、被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	404,343,770円
------	--------------

歳出総額	402,350,232円
------	--------------

歳入歳出差引額	1,993,538円
---------	------------

令和５年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は３億1,245万5,000円で前年度より1,029万7,000円（3.4％）増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は99.0％となっています。繰入金は8,966万8,000円で前年度より1,159万8,000円（14.9％）増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金３億9,976万5,000円で前年度より2,148万1,000円（5.7％）増加、歳出全体の99.4％を占めています。後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

（４）介護保険特別会計

歳入総額	2,307,865,912円
------	----------------

歳出総額	2,149,448,680円
------	----------------

歳入歳出差引額	158,417,232円
---------	--------------

令和５年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は５億5,671万円で前年度より３万6,000円（0.0％）減少、歳入全体の24.1％を占めています。国庫支出金が３億9,312万9,000円で前年度より1,959万8,000円（4.7％）減少、支払基金交付金が５億1,056万1,000円で前年度より1,030万2,000円（2.1％）増加、一般会計繰入金が３億4,095万5,000円で前年度より1,195万9,000円（3.6％）の増加でした。

歳出においては、保険給付費が18億1,329万円で前年度より2,547万8,000円（1.4％）の増加、歳出全体の84.4％を占めています。令和６年度からは第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が開始となります。計画に基づき取り組むべき施策、新たな課題の調査等を進めながら、今後の超高齢化社会に対応した施策を実施していく必要があります。在宅医療・介護予防・生活支援サービスの基盤整備等、高齢者が地域で安心して暮らすことができる、より踏み込んだ施策の推進を望みます。

（５）下水道事業特別会計

歳入総額	434,308,376円
------	--------------

歳出総額	409,093,425円
------	--------------

歳入歳出差引額	25,214,951円
---------	-------------

令和５年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入については、会計方式変更に伴う打切り決算のため他会計繰入金は１億5,934万7,000円で前年度より3,844万7,000円（19.4％）減少、使用料は１億967万5,000円で前年度より1,910万7,000円（14.8％）減少、使用料の徴収率は82.0％で前年度より15.6％減少となりました。また、負担金は、

600万円で前年度より465万円（43.7％）減少となりました。負担金については、429万円の不能欠損処理を行い未収入額が0円となりました。

歳出のうち下水道費は2億6,052万5,000円で前年度より1,827万1,000円（6.6％）減少、公債費は1億4,856万8,000円で前年度より21万9,000円（0.1％）増加となりました。

下水道整備には多額の事業費と長い期間を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。令和6年度より下水道事業特別会計は、公営企業会計方式の公共下水道事業会計へ移行しておりますので、より一層の効率的で計画的な事業運営を行うことを望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和6年8月13日

邑楽町長 橋 本 光 規 様

邑楽町監査委員 高 澤 透

邑楽町監査委員 矢 島 正 広

以上です。

○黒田重利議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和5年度各会計の決算認定につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日4日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前11時34分 散会〕